

令和6年第5回宇佐市教育委員会会議録

令和6年4月25日午後2時00分、宇佐市教育委員会を34会議室に招集した会議は次のとおりです。

- ・出席委員 教 育 長 川島 数志
 教育長職務代理人 佐藤 修水
 委 員 徳光 優子
 委 員 小野 裕美子
 委 員 古里 万里子
- ・欠席委員 なし
- ・説明のため会議に出席した職員
 教育次長兼社会教育課長 〆野 勝教
 教育総務課長 西田 洋子
 学校教育課長 三浦 圭二
 図書館長 松壽 敬
 学校給食課長 向 英子
- ・本会議の書記
 教育総務課教育総務係課長補佐（総括）時枝 知美

◎附議事項

議第45号 令和6年度学校運営協議会委員の委嘱について（学校教育課）

議第46号 指定校変更について（学校教育課）

【追加議案】

議第47号 指定校変更について（学校教育課）

◎報告事項

（1）宇佐市学校給食衛生管理基準ガイドライン

第2部異物混入対応マニュアル改正について（学校給食課）

（2）5月の行事等の予定について（各 課）

（開会 午後2時00分）

教 育 長 令和6年第5回宇佐市教育委員会の開会を告げる。
事 務 局 （令和6年第4回の会議録を読み上げる）

教 育 長	令和6年第4回の会議録を各委員に諮り承認される。
教 育 長	議第45号令和6年度学校運営協議会委員の委嘱について、学校教育課に説明を求める。
学 校 教 育 課 長	議第45号令和6年度学校運営協議会委員の委嘱について、ご説明します。1Pをご覧ください。 (詳細は議案に記載)
教 育 長	何か質問はありませんか。
委 員	異議なし。
教 育 長	それでは、議第45号令和6年度学校運営協議会委員の委嘱については承認とし、次に議第46号指定校変更について、学校教育課に説明を求める。
学 校 教 育 課 長	議第46号指定校変更について、ご説明します。2Pをご覧ください。なお登下校については保護者が責任を持ちます。 (詳細は議案に記載)
教 育 長	何か質問はありませんか。
委 員	異議なし。
教 育 長	それでは、議第46号指定校変更については承認とし、次に追加議案議第47号指定校変更について、学校教育課に説明を求める。
学 校 教 育 課 長	追加議案議第47号指定校変更について、ご説明します。なお登下校については保護者が責任を持ちます。 (詳細は議案に記載)
教 育 長	何か質問はありませんか。
委 員	兄弟はいますか。ご兄弟にも影響してきますが。
学 校 教 育 課 長	兄弟がいます。下の子が入るときに指定校変更の問題が生じてくるとは考えています。
教 育 次 長	第三者の方に間に入っていただいて問題解決に向けて考えた方がよいのではないかと思います。
委 員	このまま指定校変更してもよい方向には向かわないと思うので、第三者の介入は必要だと思います。
教 育 長	期限を決めてでもいいので第三者の方にも入っていただいて根本的な問題解決を模索してはどうかということで、今回は保留にするのはいかがでしょうか。
委 員	異議なし。
教 育 長	それでは追加議案議第47号指定校変更については、再度審議する必要があるので保留とし、次に報告第1項宇佐市学校給食衛生管理基準ガイドライン第2部異物混入対応マニュアル改正について、学校給食課に報告を求める。
学 校 給 食 課 長	報告第1項宇佐市学校給食衛生管理基準ガイドライン第2部異

物混入対応マニュアル改正についてご説明します。

(詳細は議案に記載)

教 育 長

何か質問はありませんか。

委 員

保護者への対応の違いはどうなっていますか。

学 校 給 食 課 長

喫食の状況で都度協議のうえ対応したいと思います。

委 員

給食の停止の場合の代替食は。

学 校 給 食 課 長

災害用備蓄品のカレーを提供したいと考えています。

教 育 長

他に質問はありませんか。

教 育 長

ないようですので、次に報告第2項5月の行事等の予定について各課に報告を求める。

(詳細は議案に記載)

教 育 長

何か質問はありませんか。

教 育 長

ないようですので、次回教育委員会の日程について

事 務 局

次回教育委員会の日程について、5月28日午後3時から図書館研修室で如何でしょうか。

教 育 長

5月28日午後3時からでよろしいでしょうか。

教 育 長

各委員に諮り確認のうえ、第5回定例教育委員会の閉会を告げる。

(閉会 午後3時25分)

上記のとおり、会議次第の記録に相違ないことを証明する。